

教えて！労働委員会 個別労働関係紛争の調整 (あっせん)って何？



◆例えばこんな場合に労働委員会に相談してください

労働者

- 突然、解雇を告げられた
- 一方的に、給料やボーナスが切り下げられた
- 正当な理由がないのに、雇止めされた
- パワハラを受けた
- 採用の際に提示された労働条件が実際と違う

使用者

- 配転・出向命令に応じない
- 規定がないのに、退職金を求めてきた



◆あっせんとはこんな制度です

個々の労働者と使用者との間で生じた労働条件などをめぐるトラブルを、解決することをお手伝いする手続きです。

安心

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成による手厚い体制で対応します。

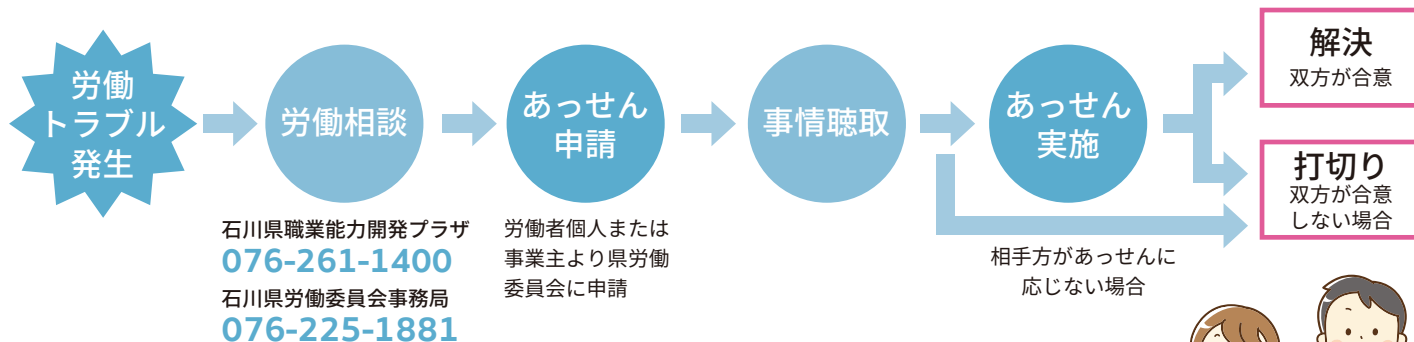
早い

迅速な処理に努めています。
(平均処理期間 2 か月程度)

無料

手数料は不要です。
お気軽にご相談下さい。

◆あっせん手続きはこんな流れで行います



◆あっせん手続き Q&A

Q1 誰があっせんを利用できますか？

石川県内の事業所に勤務する（勤務していた）労働者、または使用者のどちらからでも申請できます。雇用形態（正社員・パート・派遣等）を問いません。

Q2 秘密は、守られるのでしょうか？

あっせんは、非公開で行われます。秘密は厳守しますので、ご安心下さい。

Q3 あっせんでは、必ず解決できますか？

あっせんには法的な強制力はありません。相手方があっせんへの参加に応じない場合や、あっせんを実施しても合意しない場合は、打ち切りとなり、解決しない場合もあります。

Q4 相手方と対面したくありません。可能ですか？

当事者双方が別々の控室で待機しますので、双方が対面しないあっせんも可能です。

